

第5章 小・中学校教育

第1節 教育課程

1 教育課程研究集会

(1) 小・中学校の部（平成27年度小・中学校教育課程研究集会）

ア 目的

小・中学校学習指導要領の趣旨の徹底、実践事例をもとにした指導方法や学習評価等、実施に伴う指導上の諸問題について研究協議を行うことによって、小・中学校教育の改善及び充実に資する。

イ 主催

県教育委員会

ウ 期日

平成27年7月31日（金）・8月5日（水）

エ 会場

愛知県総合教育センター

オ 参加者

462人

2 学校訪問

(1) 目的

県内の幼稚園や小・中学校における教育の実態や「学校教育について」（愛知県教育委員会ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/0000014332.html>）の具体化の実情を把握し、教育行政の参考に資する。

(2) 留意点

ア 幼稚園教育要領・学習指導要領の趣旨を踏まえた取組について

- ・教育課程の基本方針に基づく教育活動の取組状況
- ・幼稚園教育要領・学習指導要領の趣旨を踏まえた保育・授業改善の取組状況

イ 幼稚園、小・中学校における生徒指導及び不適応の状況について

- ・生命を尊重し、社会のルールを大切にす心の育成の取組状況
- ・「いじめ・不登校対策委員会」の機能の状況
- ・生徒指導上の問題点（いじめ・不登校・暴力行為）とその対応状況
- ・不登校児童生徒に対する指導と対応
- ・幼稚園・学校不適応の状況と問題点

(3) 方法

ア 訪問校の校種、担当者、地域及び実施時期は「幼稚園及び小・中学校訪問予定」を基本とする。

イ 訪問の日程については、原則として次の項目を含めるように配慮する。

- ・授業参観は、幼稚園・学校の規模や実情に応じて無理のないよう配慮し、1～2時間程度設けること。
- ・各教育事務所、各市町村教育委員会の学校訪問計画に合わせた形で進めること。

(4) 訪問校

幼稚園 2園、 小学校 5校、 中学校 5校、 計12校（園）

3 研究委嘱校・協力校

(1)趣旨

学校教育の質的向上を図るため、解決を迫られている問題を中心に研究主題を定め、学校を指定してその研究を委嘱し、成果を県内の学校教育に反映させ、もってその充実に資する。

(2)研究委嘱校・協力校

研究領域		期間 (年度)	学校名等	研究主題等	指定
県研究指定校事業	教育課程	27～28	豊田市立平山こども園	自然物や生き物と関わる中で、思いやりのある子を育てる	県
			一宮市立中島小学校	生きる力を支える確かな学力の育成をめざした外国語教育の充実 － 一宮市英語活動教育課程を利用した授業を通して －	
			岡崎市立福岡中学校	能動的に学ぶ生徒の育成	
	道徳	27	蒲郡市立形原小学校	心を育む子 ～「いのち」を大切に思う心を高め合う学習活動～	県
			大口町立大口中学校	豊かな心とたくましい体をもち、生涯にわたって自ら学び続ける生徒の育成 － 命を大切にできる子どもを育む道徳教育の在り方 －	
	人権教育	26～27	設楽町立設楽中学校	同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、ホームレスなど、社会の中のあらゆる差別をなくすために、人権尊重の精神を培い、実践的態度を育成するよう実践研究を行う。	県
道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業	27	一宮市立小信中島小学校 豊川市立御油小学校 半田市立半田中学校 安城市立安城南中学校	学習指導要領の趣旨並びに子どもたちや学校・家庭・地域等の実態を踏まえ、「『特別の教科 道徳』の実施を見据えた道徳教育の充実」をテーマに創意工夫を生かした道徳教育を推進する。	文科省	
コミュニティ・スクール推進事業	27	北名古屋市 (中学校6校) 江南市 (小学校1校、中学校1校)	地域住民の意向を反映するための方法・地域住民との連携のあり方、外部人材の活用など、コミュニティ・スクールの取組に関する調査研究。	文科省	
学校連携仲間づくり推進事業	27	小牧市立米野小学校 碧南市立西端小学校 豊橋市立汐田小学校 稲沢市立平和中学校 津島市立神守中学校 西尾市立西尾中学校	今まで築き上げてきた保護者や地域とのつながりを大切にし、児童生徒の豊かな心の育成に向け、同じ地域に住む同年齢や異年齢の児童生徒が一緒になって地域を元気にする取組について話し合いながら、協働して魅力ある教育活動を計画・実践することを通して、地域に根ざした開かれた学校づくりに努める。	県	
魅力ある学校づくり調査研究事業	26～27	拠点校：みよし市立三好中学校 連携校：みよし市立中部小学校 みよし市立天王小学校 みよし市立三吉小学校	不登校を未然防止するため、児童生徒の「生きる力」を育成する「魅力ある学校づくり」の調査研究を行う。	文科省	
人権教育研究指定	26～27	豊田市立市木小学校	「互いに認め合い、仲間と共に生きようとする市木っ子」の育成	文科省	
人権教育総合推進地域	25～27	大治町立大治中学校区 (小学校3校・中学校1校)	自他を大切にし、共に高め合うことができる児童生徒をめざして	文科省	
金銭教育研究	26～27	安城市立安城中部小学校	人やものを大切にし、すすんで働く心豊かな中部っ子の育成	県	

研究領域	期間 (年度)	学校名等	研究主題等	指定
学校体育	27～28	あま市立美和中学校	「やってみたい 高めたい 続けたい」と自ら学ぼうとする生徒の育成 ー 学び合いを大切にした活動を通して ー	県
特別支援教育課程研究	27～28	豊明市立栄小学校	一人一人の個性を生かした社会性のある児童の育成	県
学力充実プラン推進事業	27	刈谷市・愛西市・江南市・田原市	市町村が「学力・学習状況充実プラン」や「結果分析プログラム」を有効に活用し、学力向上を図る実践研究を押し進める活動を支援する。	県
「地域に学び・語り継ぐキャリア教育」推進事業	26～28	小学校 18 校	地域の方を招いて講話や体験活動等を実施する中で、子どもたちが働くことや自分の生き方について考えを深める場として、その深めた考えを下級生に語り継ぐことで、子供の発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進することを目的とする。 また、保護者や地域への啓発を図り、当該市町村における系統的なキャリア教育を目指す。	県

4 義務教育問題研究協議会

本県の義務教育に関する諸問題について研究協議するため、昭和 48 年 12 月に義務教育問題研究協議会を設置し、提言をまとめている。平成 27 年度は次のように開催した。

- 協議会委員 17 人 ○ 専門部会委員 13 人
- 協議会開催回数 本会議 2 回 ○ 専門部会開催回数 4 回
- 研究協議題 家庭・地域との連携・協働を図る学校からの情報発信

家庭・地域との連携・協働を図る学校からの情報発信の在り方について協議を行い、学校からの効果的な情報発信のポイントと事例をまとめた「学校からの情報発信の在り方リーフレット」を義務教育課の Web ページに掲載するとともに、県内の全小・中学校に発信した。

第2節 教科用図書の採択

小・中学校用教科用図書の採択

1 愛知県教科用図書選定審議会の設置

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条に基づき、愛知県教科用図書選定審議会の委員の定数を定める条例並びに、愛知県教科用図書選定審議会規則を定めている。

これらの法律、条例、規則に基づき発令された愛知県教科用図書選定審議会委員20人は、以下の審議事項について慎重に審議を行い、その結果を県教育委員会に答申した。

(1) 審議事項

愛知県教科用図書選定審議会は、県教育委員会の諮問機関であり、教科用図書採択に関して、県教育委員会の行う指導・助言・援助の内容や方法など下記重要事項を建議する。

ア 市町村教育委員会の採択基準について

イ 市町村教育委員会が協議して行う採択方法について

(2) 平成27年度答申

平成28年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準

2 採択指導方法

平成27年5月15日付け通知文等で、各教育事務所長、市町村教育委員会教育長、国立・私立の小・中学校長、県立特別支援学校長あてに採択についての基準・方法、公正確保・教科書展示期間を通知し、趣旨の徹底を図った。

(1) 平成28年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

ア 基本的な方針

(ア) 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。

(イ) 教科書の選定及び採択に当たっては、公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。

(ウ) 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。

(エ) 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、採択地区協議会を設けること。

(オ) 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。

(カ) 採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科用図書を採択すること。

(キ) 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

イ 採択にあたって準拠すべき事項

(ア) 市町村立小学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに平成27年度使用教科書と同一のものを採択すること。

(イ)市町村立中学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、教科書見本本についての十分な調査研究に基づき、採択地区内中学校の編成する教育課程にもっとも適する教科書を採択すること。

(ウ)市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに平成27年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、5の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

(エ)市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、市町村教育委員会が十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、6の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

(オ)県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに平成27年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「平成28年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

(カ)県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、県教育委員会が十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。なお、この場合、2に示した、当該学校中学部の位置する市町村立中学校に準じて採択することが望ましい。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「平成28年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

(キ)国立（特別支援学校小学部を含む）及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに平成27年度使用教科書と同一のものを採択すること。

(ク)国立（特別支援学校中学部を含む）及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、教科書見本本について十分調査研究し、中学校の編成する教育課程にもっとも適する教科書を採択すること。

(2)教科書図書採択の公正確保について

教科用図書採択の適正な実施を期するため、宣伝行為に影響されることなく、公正な採択を行うよう格別の留意をすること。

(3)教科書展示会について

愛知県における教科書展示会の期間は、平成 27 年 6 月 11 日から同年 7 月 5 日までとした。

第 3 節 教 員 の 研 修

1 初任者研修

(1)趣 旨

ア 新任教員に対して、教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、現職研修の一環として 1 年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

イ 平成 2 年度から、公立小・中学校の全新任教員を対象に初任者研修の本格実施を行っている。

ウ 初任者研修において新任教員は、1 年間、授業を担当しながら、校内において指導教員等の指導を受けるとともに、校外において県総合教育センター等における研修を受ける。

また、校外における研修の一環として宿泊研修を受ける。

(2)対象学校数・対象教員数

ア 公立小学校 (指定都市・中核市を除く)

配置校数	対象学校数(校)	対象教員数(人)
1 人配置校	264	264
2 人配置校	116	232
3 人配置校	0	0
4 人配置校	0	0
計	380	496

イ 公立中学校

配置校数	対象学校数(校)	対象教員数(人)
1 人配置校	95	95
2 人配置校	56	112
3 人配置校	14	42
4 人配置校	0	0
計	165	249

(3)研修内容・方法

ア 研修領域

- ①基礎的素養②学級経営③教科指導④道徳⑤外国語活動⑥総合的な学習の時間⑦特別活動
- ⑧生徒指導⑨キャリア教育(進路指導)

イ 研修日数・時間数

(7)校内研修 150 時間以上

(4)校外研修 20 日以上

2 教職経験者研修（小・中学校）

(1) 目的

教職経験 5 年及び 10 年経過の全教員を対象に教育の今日的課題に対応し得る内容について研修し、経験に即した体系的な研修の一環として、教員の資質の向上を図る。

(2) 主催

県教育委員会、県総合教育センター

(3) 参加者

小・中学校教職経験 5 年及び 10 年経過の教員（指定都市・中核市を除く）

5 年経験者	小学校	中学校	10 年経験者	小学校	中学校
	448 人	336 人		217 人	209 人

3 愛知県道徳教育講座

(1) 趣旨

道徳の時間や人権教育の充実などについての講義や研究協議を行い、道徳教育、心の教育の一層の充実を図る。

(2) 内容

講義、研究協議

(3) 期日・会場

平成 27 年 8 月 21 日（金） 県総合教育センター

(4) 参加者

公立幼稚園・小・中学校教諭（道徳教育主任等） 計 81 人

4 現職教員の留学・派遣制度

公立小・中学校教育の振興と教員の資質向上を図るため、次のような長期研修派遣制度を設けて実施している。平成 27 年度の実施状況は次のとおりである。

(1) 兵庫教育大学

平成 26～27 年度				
大学院	学校教育研究科	教育内容・方法開発専攻	文化表現系教育コース（言語系）	1 人
		特別支援教育専攻	障害科学コース	1 人
教職大学院	学校教育研究科	教育実践高度化専攻	授業実践開発コース	1 人
平成 27～28 年度				
大学院	学校教育研究科	人間発達教育専攻	学校心理・発達健康教育コース	1 人
		教育内容・方法開発専攻	認識形成系教育コース	1 人
		特別支援教育専攻	障害科学コース	1 人

(2) 上越教育大学

平成 26～27 年度				
教職大学院	学校教育研究科	教育実践高度化専攻	教育実践リーダーコース	1 人
平成 27～28 年度				
教職大学院	学校教育研究科	教育実践高度化専攻	教育実践リーダーコース	1 人

(3) 鳴門教育大学

平成 26～27 年度				
大学院	学校教育研究科	人間教育専攻	幼年発達支援コース	1人
平成 27～28 年度				
教職大学院	学校教育研究科	高度学校教育実践専攻	教職実践力高度化コース	1人

(4) 愛知教育大学

平成 26～27 年度				
大学院	教育学研究科	理科教育専攻	教育学領域	1人
		社会科教育専攻	教育学領域	1人
		芸術教育専攻（美術分野）	教育学領域	1人
教職大学院	教職実践研究科	教職実践専攻	授業づくり履修モデル	6人
			学級づくり履修モデル	4人
			学校づくり履修モデル	4人
平成 27～28 年度				
大学院	教育学研究科	社会科教育専攻	教育学領域	3人
		養護教育専攻	教育学領域	1人
教職大学院	教職実践研究科	教職実践専攻	授業づくり履修モデル	8人
			学級づくり履修モデル	2人
			学校づくり履修モデル	4人

第 4 節 道徳教育・生徒指導

1 道徳教育

(1) 愛知県道徳教育講座

小・中学校の道徳教育の充実徹底のための講習会は、昨年度 50 年目を迎えた。平成 27 年度は、8 月 21 日（金）に愛知県道徳教育講座を開催した。学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育の推進について、講義や演習により、実践に基づいた研究協議を行った。

(2) 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業

文部科学省の研究委嘱を受けた学校は、次のとおりである。小学校及び中学校における道徳教育の充実振興に資するため、道徳教育推進校として指定された。掲げられた研究主題について、研究成果を発表した。

研 究 主 題	研究期間	学校名
子どもをとらえ、よさを伸ばす「道徳の時間」の在り方 —「特別の教科 道徳」に向けての授業づくりと評価方法の研究—	27	一宮市立 小信中島小学校
子どもをとらえ、よさを伸ばす「道徳の時間」の在り方	27	豊川市立 御油小学校
道徳教育の要にふさわしく、教科化に耐えうる道徳の時間の創造	27	半田市立 半田中学校
耳をすまして、学びを拓く — 互いのよさに気づき、ともにそのよさを伸ばす道徳教育の推進 —	27	安城市立 安城南中学校

(3) 県研究指定校事業

県の事業として、「命を大切にできる子どもを育む道徳教育の在り方」をテーマにして、指定校に研究を委託し、体験活動や家庭や地域との連携を重視した、道徳教育の推進を行った。

平成 27 年度研究指定校 蒲郡市立形原小学校・大口町立大口中学校

2 生徒指導

生徒指導は非行対策にとどまらず、児童生徒の健全な育成を目指す教育活動である。児童生徒の現状をみると、学習面やその他の生活場面にいろいろな悩みや不安を抱き、学校・学級に不適應を示す児童生徒も少なくない。これらの悩みに対し自己指導能力を身に付け、あらゆる困難に耐え、現状及び将来の生活への適応能力及び正しい判断力と規律を守り、責任を重んずる態度を育成することは、生徒指導の当面する重要な課題である。これらの目的達成のため、平成 27 年度に行った事業は次のとおりである。

(1) 愛知県生徒指導推進協議会

ア 協議内容

問題行動等の未然防止に向けた学校と家庭との協働の在り方について協議する。

イ 構成員

学識経験者・一般有識者、地域代表者、PTA関係者、小中学校等関係者、市町村関係者、県関係者の12人で構成。

ウ 取組の重点事項

- ・問題行動等の未然防止に向けた学校と家庭との協働の在り方
- ・「生徒指導リーフN0.3」について協議

(2) いじめ・不登校相談窓口の設置

ア 目的

児童生徒や保護者向けのいじめ・不登校相談窓口を生涯学習課に設置し、いじめ・不登校の早期発見、早期解決を図る。

イ 相談窓口の設置

生涯学習課に配置する家庭教育コーディネーターが電話(052-961-0900)で相談に応じる。

ウ 相談受付時間

月曜日～金曜日の午前9時から午後4時まで

(3) スクールカウンセラー設置事業

ア 趣旨

いじめや不登校等の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を学校へ派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教員、保護者への助言等を行うことにより、問題解決に資するものとする。

イ 事業内容

(ア) スクールカウンセラーの業務

スクールカウンセラーは、校長等の指揮監督の下に、概ね以下の業務を行う。

- ・児童生徒へのカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ・小学校において、巡回校へ訪問して行う児童へのカウンセリング並びに教員及び保護者に対する助言・援助
- ・児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集・提供
- ・その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの

(イ) 配置校における活用調査研究

配置校においては、スクールカウンセラーを生徒指導に関する校内組織等に適切に位置付けるよう工夫するとともに、各学校の実情に応じて定めたテーマに基づいて、スクールカウンセラーの活用・効果等に係る実践的な研究を行うものとする。

(ウ) 配置校数（平成 27 年度）

配置校数 555 校（小学校 196 校 中学校 306 校 高等学校 53 校）

(4) 魅力ある学校づくり調査研究事業

ア 趣旨

小・中学校の不登校児童生徒数は全国で約 12 万人であり、これら児童生徒の将来の社会的自立にとって大きな課題となっている。

そこで、不登校の未然防止を推進するため、児童生徒の豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成する「魅力ある学校づくり」の調査研究を行う。

イ 委嘱先

みよし市教育委員会

ウ 委嘱期間

平成 26 年度～平成 27 年度

エ 事業の内容

・不登校を未然に防止し、不登校対応の最終的な目標である児童生徒の将来の社会的自立を促すため、豊かな人間関係づくり、学習指導の充実、児童会・生徒会活動の充実、家庭教育との連携など、各学校の創意工夫を生かし、児童生徒にとっての魅力ある学校づくりを推進する。

・不登校の未然防止につながる小・中連携の効果的な取組方法について調査研究する。

・児童生徒の実態を把握し効果的に事業を推進するため、児童生徒の意識調査を実施したり出席状況を記録したりして、データを計画的・組織的に収集・分析し、活用方法について調査研究する。

・不登校の未然防止につながる魅力ある学校づくりの取組の評価方法について調査研究する。

・魅力ある学校づくりの取組を県内の研究会等で発表し、その成果の周知を図る。また、調査研究の成果について啓発資料を作成し、配布したりインターネットへ掲載したりして広報する。

第 5 節 キャリア教育

1 「地域に学び・語り継ぐ キャリア教育」推進事業

高学年児童が、地域講師に学ぶ体験活動や講話を通して深めた「考え」を、下級生に語る場をもつことで、各学年の発達段階に応じ、全校が「生き方や働くこと」について考える。

- ・小学校（18市町の小学校）

2 「あいち・出会いと体験の道場」推進事業

全公立中学校の2年生を中心に、生徒が直接働く人と接することにより、また、実質的な知識や技術・技能に触れることを通して、学ぶことの意義や働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感させるため、職場体験を実施。

H27年度は事前、事後指導の充実に重点を置いて実施した。

- ・中学校（306校：実施率100%）

第 6 節 へき地・複式教育

1 へき地教育

県内の文化的、経済的、交通条件に恵まれない山間地、離島、その他の地域にある小・中学校について、教育の機会均等の精神に基づき、その内容の充実と振興を図る。

2 地域別・級地別学校数

名古屋市を除く県内の公立小・中学校総数に比して、へき地校の割合は、小学校約4.4%、中学校約3.9%で、北設楽郡、豊田市、新城市、岡崎市を中心として、山間や離島に散在している。

複式学級を有する学校も、これに伴って存在し、人口の過疎化が進みつつあり、増加の傾向にある。県内の実態は次のとおりである。

へき地級別・地区別小・中学校数一覧 （単位：校）（27.5.1現在）

級別	教事	海 部		知 多		西 三 河		東 三 河		新城設楽		設楽指導室		合 計
	小中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	
指 定								1		2				3
準		1(1)				5		1	1	2		3	2	15(1)
1 級				2	2	6	3			2	1	3	1	20
2 級						2	1					1	1	5
3 級														0
4 級														0
計		1(1)		2	2	13	4	2	1	6	1	7	4	43(1)
合 計		1(1)		4		17		3		7		11		43(1)

※（ ）内は分校・内数

3 へき地・複式教育の推進

(1) へき地・複式教育研究協議会

期 日	会 場（所管事務所）	研究主題
27.6.24	西尾市立佐久島小・中学校 （西三河教育事務所）	島に誇りを持ち、未来を切り拓いていく子どもの育成 ～小規模・複式学級のよさと、小・中・島の連携を核として～
27.10.7	新城市立鳳来東小学校 （東三河教育事務所新城設楽支所）	豊かに自己表現できる子どもの育成

(2)へき地教育指導者研究協議会

期 日	会 場
28.1.15	西三河教育事務所

4 へき地・複式教育の推進

「ふるさと 出会いの創造」推進事業

へき地の子どもたちの課題である「大きな集団で学び合う機会が少ないこと」「人・もの・こととの出会いが少ないこと」を克服するため、平成26年度まで実施した「へき地 学びの絆」づくり事業を更に発展させ、新たに「学びの場」「交流の場」「体験の場」を設定し、地域や県内の教育資源（人・もの・こと）と出会い、共に学習したり、活動したりする取組を補助する。実施にあたっては、次に掲げる（1）～（3）のうち、単独又は複数の事業を、市町村において選択する。

(1)学びの場 ～主な活動～

- ・英語教育における集合学習
- ・ICTを活用した学習
- 等

(2)交流の場 ～主な活動～

- ・都市部の児童生徒との交流
- ・へき地間のネットワークづくり
- 等

(3)体験の場 ～主な活動～

- ・都市型体験学習
- ・伝統文化の体験
- 等

《実施市町村》 岡崎市、豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、南知多町